

主な意見・議論（第3回）

1 社会的責任・法令遵守について

- 消費者に「フェアトレード」への関心が高まっている。公正な賃金を払う、無農薬の農産品など、商品の背景にあるものが購買理由となっている。
公契約として「フェアトレード」に取り組むならば、県民も評価し、関心を持ってもらえるし、民間どうしの契約にも広がり、企業にとってもブランドイメージの向上につながるのではないかと。
- 社会的責任や法令遵守を求めていく対象は「企業」ではないのか。
個々の契約の際に、社会的責任や法令遵守を求めることは、これらの取組によって発生するコストと、契約を獲得することを天秤にかける話になりかねないため、注意が必要であり、公共工事の場合は、そのことを入口（入札参加資格など）の段階でチェックしている。
- 公契約を活用するという手法は、行政処分や啓発的手法などとの政策パッケージ、言わば「合わせ技」になると思われる。
公契約の取組は、新しい話であり、取組も体系立っていないように思われるので、例えば、契約から排除すべき事案（例：暴力団の関与）、入札において加点・減点すべき事案（例：障害者雇用）などについて、まずは整理が必要ではないか。
- 契約の入口（入札参加）と出口（完了検査）の段階で、厳正にチェックする仕組みがあれば、悪い業者は参入してこなくなるし、自然淘汰されると思う。

2 公契約のもとで働く人の賃金について

（作業報酬下限額に肯定的な意見）

- 全建愛知（建築関係の労働組合）の実態調査によれば、公共工事で働く人の賃金は、国が定める設計労務単価を下回っている。
また、重層下請構造の下位で働く人に賃金の改善が波及しにくくなっていることも問題である。
- 生活保護水準が地域別最低賃金よりも高いという逆転現象があることが、野田市や川崎市における条例制定の背景にある。まずは、最低賃金と生活保護基準との比較をすべきではないか。
また設計労務単価は、実際に労働者に支払ってもらおうためのものである。

(作業報酬下限額に否定的な意見)

- 経営者から見れば、同じ新入社員のAさんは時給 1500 円の公契約で、Bさんは時給 800 円の民間契約で、という話になったら、労務管理ができなくなる。
- 個々の労働者は、公契約だけで働いているとは限らないし、賃金は技能に応じて決めるべきものであり、下限額を設定することは難しい。
また、下限額を設定したとしても、県内の類似の契約に波及する可能性は低く、県の契約で働く人だけ利益を享受し、他の人々にとっては、税金を負担するだけでメリットが無いのではないか。
- 労務単価は、そもそも工事費を算出するために使う数字であり、労働者に支払う賃金は、あくまで経営者が決めることである。
賃金が低ければ、労働者が集まらなくなるだけの話である。

(社会状況に着目した意見)

- 野田市が条例をつくった頃に比べると、東日本大震災の復興事業の関係で公共事業が増えているほか、アベノミクス、東京五輪の決定、消費増税の駆け込み需要など、社会状況が変わっている。
- 我が国では、25～26 万人の障害のある方が福祉的就労で働いているが、就労継続B型事業所の場合、月額 14400 円ほどの工賃しか得られず、障害基礎年金 2 級の年額 77 万円と併せても、生活するのは大変であるということも認識してほしい。